諮問日：令和３年９月１５日（令和３年度（情）諮問第２１号）

答申日：令和４年２月２４日（令和３年度（情）答申第４０号）

件　名：京都地方裁判所における民事訴訟法２４条１項について説明した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「民事訴訟法２４条１項の「裁判の公正を妨げるべき事情」について説明した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、京都地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、京都地方裁判所長が令和３年５月１７日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる（民事訴訟法２４条１項）。裁判の公正を妨げるべき事情とは、通常人が判断して、裁判官と事件との関係からみて、偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情をいう。例えば、事件の当事者と裁判官とが内縁の夫婦であること、裁判官がその事件において争われている取引について紹介の労をとっている関係で、訴訟の結果によっては責任を当事者から問われるおそれがある場合などがこれである。

民事訴訟法２４条１項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「通常人が

判断して、裁判官と事件との関係からみて、偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情をいう」と解釈されている。そうすると、本件開示申出文書を作成又は取得していないということはあり得ない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、民事訴訟法２４条１項の「裁判の公正を妨げるべき事情」の解釈について、文献上「通常人が判断して、裁判官と事件との関係からみて、偏頗・不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足りる客観的な事情をいう」とされていることからすると、当該文書を作成又は取得していないということはあり得ない旨主張する。しかし、裁判所がどのような場合に、裁判官について「裁判の公正を妨げるべき事情」があるとするのかは、個別の事案ごとに具体的に検討する必要があり、裁判事務を行う裁判所において、個別に判断されるべきものである。したがって、司法行政事務に関して同項の解釈に関する文書を作成又は取得する必要はない。実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年９月１５日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　令和４年１月２１日　　審議

④　同年２月１８日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　民事訴訟法２４条１項は、当事者が裁判官を忌避することができることを定めた規定であり、当該裁判官について忌避の事由として「裁判の公正を妨げるべき事情」があるかどうかについては、それぞれの裁判所において個別に判断

されるものと解される。したがって、同項の「裁判の公正を妨げるべき事情」の該当性は、裁判機関としての裁判所において個別に判断されるべきものであるから、司法行政事務に関して同項の解釈に関する文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2　以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口正人

委員　長戸雅子